

○井神議長 通告4番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。  
市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。  
まず初めに、岩出図書館の業務委託についてでございます。

先日、市民の方から、岩出図書館について問い合わせがございました。それは、図書館に行くと、これまでと違った制服の姿の方がおられ、本についての相談や本の場所などをお聞きしたところ、余りわかっておられないのか、これまでと同じような対応していただけなかったとのことでした。利用者も戸惑い、大変残念だったというご意見をいただきました。

岩出図書館は2006年4月にオープンし、株式会社TRC（図書館流通センター）に委託し、運營業務が行われていました。ことし2016年に委託先の変更が行われてきたが、入札から業務引き継ぎまでの流れがどのように行われてきたのか、お聞きをいたします。

2つ目は、スタッフの人数の変化はあったのか。司書資格保持者についての人数の変化はあるのかをお聞きします。

3点目は、図書館司書は学校図書室にも派遣されておりますが、担当者の変更はあったのか。

以上、3点を1回目の質問とさせていただきます。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の一般質問の1番目、岩出図書館業務委託について、一括してお答えいたします。

まず、業務引き継ぎまでの流れについてであります。前契約で図書館運營業務を委託していましたが株式会社図書館流通センターとの契約が、ことし9月末で終了したことに伴い、10月から3年間業務を行う事業所を選定するため、7月26日にプロポーザル方式による入札を実施し、有限会社ライブラリー・サポート・サービスと委託契約をすることになりました。

業務内容の引き継ぎについては、新委託業者のスタッフの中に前委託業者に雇用されていた者が7名おり、そのスタッフたちが新採用のスタッフに対し、実際に接客をしながら、引き継ぎを兼ねた実務研修を行いました。9月13日から9月30日までのうちの10日間で、8名に対し、延べ167時間の実務研修を行っております。

次に、スタッフの人数等についてであります。前委託業者のスタッフの人数は

13名で、全員が司書資格を有しておりました。現在は、スタッフが17名であり、そのうち司書資格を有しているスタッフは13名となっており、以前より人員体制は充実しております。

また、司書資格を持っていないスタッフについても、接客能力が高く、業務がより充実してきたと認識しております。

なお、先ほど、議員のほうから市民のお声を紹介いただきましたが、当初、岩出図書館の業務にふなれな一部のスタッフが利用者の方に不便をおかけしたことがあるかもしれませんが、常に資質向上に努めており、今ではそんなことはないと認識しております。

学校司書の変更につきましては、9月までは市内全小中学校8校に5名の学校司書を配置していましたが、委託業者変更に伴い、10月からは6名の学校司書を配置しており、岩出小学校、山崎小学校、根来小学校、中央小学校の4校の学校司書が変更しております。

学校司書が変更になった学校については、新旧の学校司書が直接学校現場での引き継ぎを十分行っており、学校司書業務に支障は生じていないものと認識しております。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、スタッフについてです。スタッフについては、これまでよりも、前は13名が全員が司書だったということで、今回は17名、うち司書資格者が13名プラス資格がない方もおられるということでございます。私が聞きたいのは、委託先が変更になった理由、また契約金については、これまでとどう変化があるのか、これについて、まず1点お聞かせください。

業務の研修でございます。10日間も8名に対してですが、やられたということですが、この期間としては短くなかったのか。先ほど、今はそういった状況はないというふうにおっしゃられましたが、しかしながら、この期間で全く問題はなかったのか、この辺についての認識をお聞かせください。

次に、司書資格保持者が変わらずいらっしゃるという形ですが、ふなれな対応というのは市民サービスの低下が起きたというふうに考えられるのではないかというふうに、私どもは考えております。これについてはどのように考えておられるのか、これをお聞かせください。

また、学校図書館司書について、司書を派遣することによって、一定の効果が生

まれていると、教育委員会のほうでも評価をされております。子供たちにとっても、人という信頼関係こそが大事な時期でございます。小学生の子供たちも、司書の方がいろいろ教えてくれたり、常時、司書が来てくれるときは、図書室があくということで、本当に楽しみにしているという子供さんの声もお聞きをいたしました。

年度途中で、なじみのある方から新たな人の配置、これでは積み重ねてきた信頼関係をまた一からとなるのではないかということです。大人は対応能力も一定ございますが、子供たちにとっては、大人以上に戸惑うこともあるかと思えます。年度途中に変更するというのをどのように考えるのか。

司書の学校の部分については、問題ないと言っておりますが、人間関係という上で、子供たちと司書という部分においては、やはり途中で変わったりする。そうしたことによって、子供たちのこれまでの信頼関係が崩れていくのではないかということを考えられます。そうした視点では、こうしたやり方に対して、本当によかったのかどうか、これについての考え方をお聞かせください。

私どもは、やっぱり学校図書室というのは、司書を派遣では行わず、正規で雇用すべきではないかというふうに考えております。その考えについて、改めてこれまでと同じ派遣でいくのか、新たに司書を雇う方向性はないのか、これについてお聞かせください。

次、業務に支障が起きた場合は、これまでと同様、直接市の職員が委託先の社員に指導ができないことになっております。業務委託では、職業安定法によって、市の職員が委託職員に直接仕事の指示することが禁じられております。この場合、これまでにも会議を用いていると答弁されておりますが、迅速に問題解決に向け対応できないことがサービスの低下につながるのではないかと私は考えています。こうした状況は生じていないのか。また、この場合も委託先の監督者が出席などをされているのか、この辺についてお聞かせください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、派遣業者が変わった理由、委託金の変更という中身だったかと思えます。理由につきましても、プロポーザルを実施して、優秀業者ということで選定をいたしました。契約金額なんですけど、特に変わりはありません。

ふなれな対応があったということについてなんですけど、先ほども申し上げましたように、当初そういうことがあったかもしれませんが、常に資質向上に努めており

まして、現時点でそういうことはないと認識してございます。

それから、学校の司書派遣について、年度途中での配置がえが子供に影響があるのではないかというご質問だったと思いますが、これについては、あくまでも司書は授業の補助でありまして、担任が中心に授業を行ってまいりますので、大きな影響はないものと考えてございます。

それから、学校への司書派遣については、正規雇用者を雇用する予定はないのかというお話であったかと思えます。学校への司書派遣につきましては、単に学校における読書活動の活性化にとどまらず、子ども読書活動推進計画等の岩出図書館の方針を学校にも浸透させるとともに、学校や子供のニーズを直接岩出図書館の運営に反映させることを狙いとしています。

このように、学校と岩出図書館との双方向の効果の観点から、岩出図書館のスタッフを学校司書として派遣することこそ重要であると考えておりますので、引き続き現在の体制を維持してまいります。

それから、業務に支障があったときに、直接指揮命令ができないという部分なのですが、図書館には現場責任者をきちんと配置しておりまして、現場責任者との連携のもと、速やかにトラブル等には対処しておりますので、何ら問題はないと考えてございます。

失礼しました。研修は短くなかったのかということですが、8名に対して167時間もの研修を実施してございます。また、全てふなれな者、初めての者については、やはりOJTというのが非常に重要であると考えておりますので、それで十分であると考えております。

委託金額について申し上げます。委託金額につきましては、3年間で1億1,197万4,400円となっております。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 再質の1点目、先ほどお答えになった契約金の部分について、先ほど教育部長は変わりがないとおっしゃったんです。私が考えるに当たっては、人員がふえているんですよ。人員がふえているにもかかわらず、委託金がふえてないということは、働く方々はこういった環境で働かされているのかということところが心配、言うたら官製ワーキングプアになってないのか、をつくり出していないか、生み出していないのかという点なんです。

やはり人員がふえているということについて考えると、働く方々がちゃんと不安

定雇用になっていないのか、そうしたところについての考えについてはどのようにお考えになっているのか、これをお聞きしたいのと、あと、学校司書について、先ほどお答えあったのは、司書と教育現場との対応については、何ら問題はないというふうにおっしゃられるんです。

私が言っているのは、子供たちから見てどうなのかなという点なんです。大人が目線ではなく、子供たちが学校の図書室に足を運ぶことに大変喜びを感じて、物すごく司書の人たちが、いろいろなことを教えていただいて、行くのが楽しみだという子供たちの声がたくさん芽生えてきている中で、やはり突然の顔が変わるといいう形になったら、信頼関係を築いてきたものが、また一からやり直すという形になる。子供たちにとっての心の問題、そういった部分ではどうなのかという点から考えていただきたいんです。

当然、今、岩出市ではうちどくなどの取り組みを一生懸命やられていまして、なかなかうまくいかないという形でも、教育のほうから言われています。そうした取り組みを行っていくためには、やっぱり教員と司書の連携というのが大変密に必要になってくるかと思えます。そうしたことを今後やはりそうした事業を含めて、子供たちにより本を好きになっていただくという点では、やはりしっかりと司書を独自で配置をさせるということが、私は必要でないかと考えます。再度、それについてお聞きをいたしたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

人員がふえて委託金が変わっていないということで、不安定雇用につながっていないかということなんですが、人員がふえてローテーションに幅ができるようになって、むしろ労働者の労働環境は、ゆとりが生まれているものと考えます。

学校司書が交代したことで、子供たちへの影響ということなんですが、先ほども言いましたように、やはり学級担任が全責任を持って行っておりますので、子供たちへの影響というのは少ないと考えますし、ずっと同じスタッフが必ずしも継続できるという保障は当然ありません。教員ももちろん交代していきます。そこらは、ある程度、子供たちのたくましさということも要求していきたいな、そんなふうを考えます。

それから、教員と司書との連携に関して、やはり独自の配置をとということなんですが、先ほども申し上げたように、私どもが学校へ司書を派遣しているのは、図書

館と学校との双方向の連携による効果を生み出していきたいという考えのもと、実施しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長　これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　公共交通機関の充実についてでございます。

先ほどからも巡回バスについては、いろいろと質問があったと思いますが、近年、高齢者ドライバーによる事故が後を絶ちません。生死にかかわる痛ましい事故も発生しております。一方、日常生活に車が欠かせない地域もあり、これらの問題をどうしたらいいのか、自治体としても考えなければならない課題だと考えております。

国交省によると、高速道路等の逆走のうち約70%は65歳以上の高齢者が占めており、高齢者の運転免許保有者は10年前の約2倍、男女合わせて約1,700万人もふえております。高齢者だけが事故を起こすということではございませんが、事故を未然に防ぎ、安心して暮らせる社会へ、専門家からも免許の自主返納を考えるきっかけをつくる仕組みや自主返納しやすい環境整備が求められ、住んでいる地域の公共交通の充実による生活の質の保障が必要だと言われております。返納後の生活をどのように支えていくのかが問われてきます。

そこで、1点目、高齢者の運転事故の認識と安心して暮らせる社会へ、公共交通の充実は欠かせないと考えますが、市の認識についてお聞きをいたします。

2点目は、高齢者の社会参加についてであります。免許を返納し、車に乗らなくなった場合、買い物、病院以外は引きこもりがちになるといったケースも出てきていることが起きております。これから高齢者の社会参加をどう考えるかが大事となってまいります。いろいろな市の催し物や取り組みなど、施策としても行っておりますが、どのようにして参加をしていただけるような仕組みづくりが必要なのか。社会参加について、どのように考えるのか、市のお考えをお聞かせください。

3点目は、岩出市では巡回バスを3コース運行し、市民の足として市民の要望・要求に応えるため、常にご苦労されているかと思えます。

最近、市民の方からお聞きしたのは、巡回バスがいっぱい乗れなかったという声を数件お聞きいたしました。コースは西コースです。改善はできないのかという要望がございますが、この改善策について考えがあるのか、お聞きをいたします。

4つ目は、先ほどから申し上げましたが、市民の方々は高齢者による自動車事故

などの報道を受け、運転免許について考える機会があったという方もたくさんおられました。しかし、車を手放し、免許を返納した後の生活を考えると、大変不便で、なかなか踏ん切りがつかないという声がたくさんございます。大半は、買い物や病院など日常生活に困るのではないかという不安です。

また、既に車に乗らない方も、買い物、病院へのアクセスに困っている方もおられます。巡回バスを利用しづらい。何よりバス停まで行くのに大変という声が大きくなるんですが、そこで、これまでもデマンドタクシーの導入についてお聞きをいたしました。改めて、巡回バスと併用でデマンドタクシーの導入について提案をいたします。

全国でもデマンドタクシーを導入する自治体が多く存在してきてまいりました。1つ紹介させていただきますと、茨城県の市内で走っている。市では市内を3つのエリアに分けて、エリア内の移動であれば乗りかえなしの1回の乗車で目的地まで送迎されるというような仕組みをやっており、エリアを越える場合は、車両の乗りかえを行い送迎をされると。利用の流れは、事前に利用登録を行い、乗車チケットを購入し、次に電話で予約を時間帯と目的地を伝えて、当日に迎えに来ていただき、目的地まで運んでいただくような取り組みが行われております。利用料金も、乗車につき300円というふうな形でやっておられますが、コミュニティバスとの併用で行われる市が全国的にも多くなってきており、多くの市民の方が新たな交通手段として利用をされています。

こうした取り組みが、この岩出市でも必要と考えられるのではないかと。デマンドタクシーのやり方、方法は、それぞれの地域性によって変わってくると思いますが、新たな移動手段の1つに、導入の考えはないのか、この点についてお聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 市来議員ご質問の「公共交通機関の充実を」の1点目「高齢者の運転事故についての認識は」、2点目「高齢者の社会参加についての考えは」、3点目「巡回バスの改善策は」について、あわせてお答えいたします。

最近、高齢者による交通事故の報道をよく見聞きします。アクセルとブレーキを踏み間違い、高速道路の逆走等による事故が発生しており、判断能力及び反応の衰え等によるものと言われております。

また、そのような事故の対策として、高齢者の運転免許の返納も推進されている

ことは認識しております。しかし、運転免許を返納することにより、みずから車を運転し、移動することができなくなることから、社会参加が制限され、家にいることが多くなって、最悪、寝たきりになることも考えられます。

このことから、市では巡回バスを運行し、高齢者等交通弱者の日常の移動手段を確保するとともに、65歳以上の方などには無料でご利用いただけるよう、あいあいカードを発行しております。

また、必要に応じてバス停の新設やルートの変更などの改善を行い、利便性の向上を図っているところです。

なお、巡回バスが満車であった件についてですが、巡回バスはさまざまな地域を運行することから、現在のワゴン車タイプで運行しております。バスは定員以上乗車ができず、多くの方にご利用いただく時間帯などで満車となった可能性があり、ご迷惑をおかけしたことと思います。この点につきましても、利用状況等の調査、研究を引き続き行ってまいります。

次に、4点目「市民の移動手段を保証するためのデマンドタクシーの導入についての考えは」についてですが、タクシー車両を使用する予約型の公共交通であり、路線バスやコミュニティバスの補完路線として運行する自治体がふえてきております。しかし、一方では、1人当たりの輸送コストが割高になったり、需要増大による費用負担の増、また、反対に利用されない、さらには、一般タクシーとの差別化を図る必要もあります。これらのことから、デマンドタクシーの導入につきましても、その考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど聞きました市の認識については、私と全く一緒だと思います、それについては。ただ、言わせていただきたいのは、これからの高齢化社会に当たるに当たって、巡回バスだけで本当にいいのかということ、やはりこの岩出市でもしっかりと考えていく必要があると思います。

そうした意味では、このデマンドタクシー、今言われたように、1人当たりのコスト等がかかる等々も言われましたが、しかしながら、やはり社会参加、また買い物、病院に困らないためにも、やはりデマンドタクシーの必要性をもっと、この岩出市に合った方法でできないかという研究はする必要があると考えます。それについて、引き続きもっといろいろな市を調べていただいたり、いろんところで、岩出市でどのようにしたらできるのかというようなことも、改めて考えていただきたい

と考えますが、その辺について積極的な答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 市来議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど、1回目の質問のところで、事例を交えてその利点についてお話をいただきました。我々、公共交通を考える中では、バスとの役割分担をどうするのかであったり、また、一般タクシーとのすみ分け、あるいは福祉移送サービスというものもございます。その整合も図らなければなりません。

さらには、小規模需要に対するデマンド交通にかかるコスト面、それから個々のニーズに対応する利便性をどこまで追求するのか、こういうようなところも考える必要があります。議員が話される利点ばかりではなく、デメリットの部分も考慮する必要があります。我々は、市民の皆さんにお納めいただいた大切な税金を使い、公共交通施策をとり行っております。

市来議員のご質問のメインのテーマであります公共交通機関の充実については、現在実施している大阪方面路線バスあるいは巡回バス、紀の川コミュニティバスの各運行事業の充実を図ることが公共交通機関の充実につながることから、現在、デマンドタクシーの導入はないと、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。